

請負代金内訳書に明示する法定福利費について

令和4年1月1日以降に契約する建設工事については、契約に基づき、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出が必要となります。

1 明示する法定福利費

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料の事業主負担分
- ・ 対象となる社会保険は雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(介護保険料、子育て拠出金含む。)

2 山口県の対応

山口県が積算した法定福利費概算額については、契約締結後に公表する積算内訳書(総括情報表)で確認可能です(令和3年10月1日~順次実施)。

発注者は受注者より提出された法定福利費が発注者側の想定額と著しい乖離がないかチェックをします。

3 法定福利費の算出方法

(1) 基本的な算出方法

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

(2) 労務費の算出が困難な場合

法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

(3) 下請業者から提出された見積書等を活用する場合

法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) …

(4) その他

・ 個々の社会保険の法定福利費を算出できない場合は、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。

・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示せず、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えありません。

4 請負代金内訳書の作成にあたって

国土交通省より法定福利費の算出方法等が示されていますので、参考にしてください。

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

(参考) 専門工事業団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

山口県土木建築部技術管理課 電話 : 083-933-3620

HP : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>

(発注者)

〇〇土木建築事務所長 様

(受注者)

住 所 □□市□□町 12-34

商号又は名称 ☆☆☆☆株式会社

代 表 者 △△ △△

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名：一般県道〇〇線 単独道路改良工事 第〇工区契約年月日：令和〇年〇月〇日工 期：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

費目・工種・施工名称など	数量	単位	金額	備考
① 直接工事費	1	式	24,375,880	
② 共通仮設費	1	式	13,086,898	
③ 現場管理費	1	式	10,301,000	
④ 一般管理費	1	式	7,223,222	
工事価格 (①+②+③+④)	1	式	54,987,000	
消費税等相当額			5,498,700	工事価格×消費税率
請負代金額 (消費税等相当額込)			60,485,700	

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 2,244,020 円)

法定福利費の明示例

担 当 者：山口太郎
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇